

シンボル事業の内容について

平成 22 年 9 月 27 日 公共施設再配置計画担当作成

No.	シンボル事業名	事業の具体的内容
1	義務教育施設と 地域施設の複合化	<p>前期実行プランの期間内に耐用年数が到来する西中学校体育館等と隣接する耐震性の低い西公民館の機能を複合化した施設を建設する。</p> <p>なお、この場合においては、公設公営方式や社会教育法に基づく公民館を維持することにこだわることなく、より低い税の負担で、より高いサービスを、より多くの市民に提供できる方法を選択するものとする。</p>
2	公共的機関の ネットワーク活用	<p>既に市内に形成されている公共的機関（例：郵便局、農協）のネットワークを活用することにより、公共施設の機能を補完し、高齢化社会の到来に向けたサービスの拡充を低予算で実現する。</p> <p>前期実行プランの期間内には、保健福祉センター1階のスペースを賃貸して、郵便局を設置し、市の連絡所業務を行うことを実現するとともに、保健福祉センターの管理運営に充てる財源を得る。</p>
3	小規模地域施設の 自立化と開放	<p>児童館や老人いこいの家など、小規模で利用者が限定されている施設については、自治会館等の機能を担う「ハコ」として存続させたい場合は、地域に譲渡する。</p> <p>また、自治会館を建設する場合は、補助金の増額や資金の貸付等により開放型の自治会館とすることへと誘導し、サークル活動等への開放を推進する。</p> <p>このことにより、公共施設が担っている役割（貸館機能）を分散させ、多機能化や多目的化を進めやすくするとともに、高齢化社会に対応した貸館機能の高密度化を図る。</p>
4	公民連携による サービス充実	<p>地域活動支援センターひまわり（知的障害者用施設）の管理運営方法を公設公営方式から民設民営方式に移行し、より低い税の負担で、より高いサービスを提供できるようにする。</p> <p>また、設置場所については、市の遊休地（公立保育園をこども園として近隣幼稚園に統合した際の跡地）を賃貸し、資産の有効活用も図る。</p>